

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人改革を行うために必要な措置を行う。

	主な措置内容	施行時期
(独)労働安全衛生総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> 両法人を統合し、「(独)労働者健康安全機構(仮称)」とする ※(独)労働者健康福祉機構が存続法人 理事数を5人以内とする ※現在、労福機構は4人、安衛研は2人 化学物質の有害性調査(国の委託事業)を統合法人の業務に追加 	平成28年4月
(独)労働者健康福祉機構		
(独)勤労者退職金共済機構	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用委員会の設置等による資産運用のリスク管理体制の強化 退職金の通算制度の内容の拡充や、未請求退職金の発生防止対策における住基ネットの活用等を通じた事務効率化 建設業退職金共済制度の退職金が支給されない加入期間を短縮(24月未満→12月未満) 	平成28年4月 (資産運用委員会の設置は平成27年10月)
(独)福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> 福祉貸付事業及び医療貸付事業に対する金融庁検査の導入 	平成27年10月
	<ul style="list-style-type: none"> 回収した年金住宅融資等債権の元本部分について、年複数回、定期的に国庫に納付(現在は、年に1回に限定) 	平成27年10月
(独)労働政策研究・研修機構	<ul style="list-style-type: none"> 理事数の削減(3人以内→2人以内) 	平成28年4月
年金積立金管理運用独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の管理及び運用の業務の体制強化のため、理事を1人追加 法律上の主たる事務所の所在地を神奈川県から東京都とする 	公布日